

第 8 章

労働委員会活性化に向けた取組

第8章 労働委員会活性化に向けた取組

雇用形態の多様化等から労働を取り巻く環境は大きく変化しており、労使紛争の未然防止や早期、円満な解決のために労働委員会がその役割を発揮できるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

1 広報・周知活動

(1) 「労使困りごと休日電話相談」の実施及び実施に合わせた広報

- ・市町村広報誌や就職情報誌等への掲載、県政広報枠を活用した新聞での広報
- ・地元新聞社を訪問しての広報活動
- ・県が包括協定を締結しているスーパー等でのポスター掲示

(2) 労働委員会概要及び個別調整制度のリーフレットを関係機関等へ配布

- ・市町村や労働関係機関、労働者及び使用者団体へリーフレットを配布
- ・労働委員会のホームページにリーフレットを掲載

(3) 県政広報枠でのテレビ・ラジオスポット放送

- ・電話、電子メール、来所等による労働相談の周知広報

(4) 外部の研修会等に合わせた周知広報

- ・福祉サービス関係者研修会（H26年10月20日 県農業総合センター）
- ・厚生労働省事業「労働契約等解説セミナー」（H26年11月6日 県教育会館）

2 労働委員会ホームページの充実

- ・労働コラム、労働トピックス、判例紹介、労使トラブルQ&Aの追加更新

3 研修会の開催

(1) 総会に合わせた委員研修会

- ・講師（委員又は外部講師）による講演や会議議題、判例等の検討

4 ワークルール出前講座の実施

(1) 大学生向けの出前講座

- ・「就活のトラブル・職場の困りごと解決セミナー」（H26年11月19日 福島大学）
委員による労働に関する基礎知識、相談窓口等の説明

